

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等		
	○知事		○市区町村長等
2. 都道府県名	○知事	千葉県	○市区町村長等
3. 市区町村名	香取市		
4. 届出番号	3		
5. 独自利用事務の事例番号	74-1		
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.katori.lg.jp/living/todokede_toroku/my-number-seido/index.html		

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	香取市子ども医療費の助成に関する規則(平成24年香取市規則第26号)による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1	56	
③ 番号法別表第2の項	74	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部		香取市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年香取市条例第34号)別表第1 第3の項 香取市子ども医療費の助成に関する規則(平成24年香取市規則第26号)による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第一条	香取市子ども医療費の助成に関する規則(平成24年香取市規則第26号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の <u>健やかな成長</u> に資することを目的とする。	第1条 この規則は、 <u>子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。</u>
⑦ 独自利用事務の関連規範		香取市子ども医療費の助成に関する規則(平成24年香取市規則第26号)
⑦ 独自利用事務の関連規範		香取市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成18年香取市条例第116号)